

FAX 送信のご案内

令和5年12月25日

各都府県組合理事長 様

全日本漬物協同組合連合会

〒135-0022 東京都江東区三 1-1-2

TEL03-5875-8094

FAX03-5875-8095

拝啓 平素は格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の FAX を送信申し上げますので、何卒宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

お世話になります。

先日、「営業許可制移行に伴う届出状況に関するアンケート調査」のご案内をさせていただいたところですが、**「下漬のみの事業所については、営業許可の取得対象にはならない」**との情報がございましたので、ご連絡をさせていただきます。

なお、先日の依頼文書において日付の誤りがございましたので、修正版を添付しておきます。

送信枚数（本票含み） 2 枚

令和5年12月13日

各都府県漬物事業協同組合等

理事長 殿

全日本漬物協同組合連合会

会長 中園 雅 治

原料・品質化安定委員会

担当副会長 菅 野 行 雄

営業許可制度への移行に伴う現状の把握について

平素は、全漬連の業務運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成3年6月1日付けで改正された食品衛生法により、漬物製造業が営業届出業種から営業許可対象業種に変更されたところです。

これに伴い、令和平成6年6月までの3年間の間に、営業許可を取得する必要となっていて、仮に、令和平成6年6月までに営業許可を取得できなかった場合には、漬物の製造が出来なくなってしまう。

営業許可取得までの期間が残り6か月弱となってきた、全漬連としては、会員各位の皆様の実状を把握したく、緊急にアンケートを実施することとしたところです。

アンケートの結果によっては、厚生労働省に対して改善要求を行うことも視野に入れています。

つきましては、各県理事長より傘下組合員各位に対し、別紙アンケート調査を至急通知願ひ、1月5日（金）までに、アンケートを全漬連事務局に回答するよう依頼願ひます。